

板橋区受験生チャレンジ支援貸付申請手続き支援事業実施要綱

(平成23年3月23日区長決定)

(目的)

第1条

本要綱は、受験生チャレンジ支援貸付申請手続き支援事業（以下、「事業」という。）を実施することにより、学習塾、各種受験対策講座、通信講座及び補習教室（以下「学習塾等」という。）の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付け、低所得者の子どもを支援することを目的とする。

(実施主体及び事業内容)

第2条

事業の実施主体は、板橋区とし、平成23年2月24日22福保生第771号「受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱」、「受験生チャレンジ支援貸付事業償還免除要領」及び「受験生チャレンジ貸付事業の要件確認に係る事務処理要領」（以下、「都要綱等」という。）に定める受験生チャレンジ支援貸付事業に係る申請手続きを支援するものとする。

(事業の対象者)

第3条

事業の対象者は、都要綱等に定める要件を満たすものとする。

(学習塾の定義)

第4条

学習塾等は、都要綱等に定める要件を満たすものとする。

(業務の内容)

第5条

- (1) 相談員の配置
事業の実施に当たり、必要な相談員を配置する。
- (2) 相談員の業務
相談員は、都要綱等に基づき、貸付、償還免除及び償還猶予に関わる申請手続き支援を行う。

(実施方法)

第6条

本事業の実施に当たっては、適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人に業務の全部又は一部を委託して実施することができることとする。

2 業務の委託に際しては、委託先法人との連携を密にし、一体的に事業に取

り組むものとする。

(個人情報保護)

第7条

事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

また、貸付事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(事業の実施状況報告)

第8条

事業の実施状況について、区長は東京都福祉保健局長にその状況を報告するものとする。

(関係書類の整備等)

第9条

区は、事業の内容を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保管する。

(その他)

第10条

事業の実施について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する